

# ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)事業運営規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人佐賀キリスト教事業団が設置経営するユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (ユニット型指定短期入所生活介護事業の基本方針)

#### 第 2 条

1 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「ユニット型指定短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

### (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業の基本方針)

#### 第 3 条

1 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (名称)

第 4 条 この事業を行う事業所の名称は「シオンの園ショートステイ末広」と称す。

### (事業所の所在地)

第 5 条 事業所は、佐賀県佐賀市末広 1 丁目 9 番 28 号に事務所を設置する

## 第2章 職員及び職務分掌

### (職員の区分)

第 6 条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- |              |       |
|--------------|-------|
| 一 管理者        | 1 名   |
| 二 生活相談員      | 1 名以上 |
| 三 介護職員又は看護職員 | 2 名以上 |

四 機能訓練指導員	1名以上
五 医師	1名以上
六 栄養士	1名以上
七 ユニットリーダー	1名以上

(職員の職務分掌)

第 7 条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

#### 一 管理者

- ① 当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)事業に従事するユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)職員及び業務の管理を、一元的に行う。
- ② 当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)事業に従事する介護職員に対し、必要な指揮命令を行う。
- ③ 短期入所生活介護の利用に係る調整、職員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

#### 二 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

#### 三 介護職員又は看護職員

利用者の日常生活の介護、看護、援助業務及び施設の保健衛生業務に従事する。

#### 四 機能訓練指導員

利用者の機能回復に必要な訓練及び助言に従事する。

#### 五 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

#### 六 調理員

栄養士の指示を受けて調理業務に従事する。

#### 七 ユニットリーダー

ユニットケアの質の向上の中核となり、ユニットケアに関する指導及び助言を行う

### 第3章 定 員

(利用定員)

第 8 条 利用の定員は 21 名(1ユニット 10 名、11 名の 2 ユニット)とする。ただし、災害時においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

### 第4章 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の内容及び利用料

(ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の内容)

第 9 条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の内容は次のとおりとする。

- 一 食事、入浴のサービス
- 二 移動、排泄の介助、見守等のサービス
- 三 日常動作訓練

#### 四 日常生活上の相談援助

#### 五 健康状態の確認

(ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の利用料)

第10条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

- 一 法定代理受領サービスであるユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)に係る利用料
- 二 法定代理受領サービスでないユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の利用料

(利用料の受領)

第11条 法定代理受領サービスに該当するユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)を提供した際には、その利用者又はその家族から利用料の一部として、当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用規準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)事業者に支払われる居宅介護サービス費又は、居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)を提供した際にその利用者又はその家族から支払を受ける利用料の額と、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 前二項の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者又はその家族から受けることができる。

一 滞在費及び厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者又はその家族が選定する特別な居室・食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

二 送迎に要する費用

三 食費

四 機能訓練費

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者又はその家族に負担させることが適當と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

#### 第5章 通常の送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第12条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

- 一 佐賀市
- 二 佐賀市近隣

## 第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(健康保持)

第13条 利用者は努めて健康に留意しなければならない。

(入所生活上のルール)

第14条 利用者がユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供を受ける際に次の事項に留意しなければならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒してはならない。
- 二 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。
- 四 その他管理者が定めたこと。

## 第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第16条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第17条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の利用申込みがされた場合は、正当な理由なくユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)事業者等の紹介その他の必要

な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第19条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)を提供するように努めなければならない。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第20条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況の把握)

第21条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第22条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第23条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)を提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

第24条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)を提供した際には、当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供日及び内容、当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サー

ビス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)に係る利用料の支払を受けた場合には、提供したユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付しなければならない。

(指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の取扱方針)

第26条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようとするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

2 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 自らその提供する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。

(短期入所生活介護計画の作成)

第27条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を

記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(介護)

第28条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。

5 おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 利用者に対して、利用者又はその家族の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第29条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して提供する。

2 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第30条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第31条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(相談及び援助)

第32条 常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(レクリエーション等)

第33条 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第34条 指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第35条 現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条 非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施し、非常災害に関する具体的計画を別紙のとおり定める。

## 第10章 その他の運営に関する事項

(提示)

第38条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)事業の拠点となる事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を提示しなければならぬ

い。

(秘密保持等)

第39条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)  
事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)事業に従事した職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者又はその家族の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第40条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の利用者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第41条 提供したユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じなければならない。

2 提供したユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 提供したユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待防止)

第43条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(4) 利用者及び家族からの相談体制の整備

(5) その他虐待防止のための必要な措置

(6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービスの提供中に事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者等に通報するものとする。

(身体拘束)

第44条 サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講ずる。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図る。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## 第11章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第45条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)  
事業の拠点となる事務所ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第46条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかねばならない。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附則 この規程は、2014（平成26）年8月1日より施行する。

附則 この規程は、2017（平成29）年4月1日より施行する。

附則 この規程は、2021（令和3）年4月1日より施行する。

附則 この規程は、2023（令和5）年8月1日より施行する。

附則 この規定は、2025（令和7）年4月1日より施行する。